

## 許可の基準

# 地域の区分と広告物の種類に応じて高さ・面積などの基準があります

### ■共通のルール(規則 第2条)

- ・都市景観や自然美に調和し、周囲の環境に配慮しましょう
- ・広告物を表示する建物との調和を図りましょう
- ・蛍光塗料などは使わないようにしましょう
- ・ネオンサインは点滅速度を緩やかにしましょう

### ■固定広告物の基準(制限地域)

区分	固定広告物		
	地上広告物 表示面積：A 総面積：( ) 高さ：H	屋上広告物 表示面積：A 総面積：( ) 高さ：H h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	壁面広告物 表示面積：A <sub>1</sub> 表示面積：A <sub>2</sub> 表示面積：A <sub>3</sub> 出幅：W <sub>1</sub> 高さ 歩道：h <sub>3</sub> 車道：h <sub>4</sub>
<b>第1種制限地域</b> 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	A ≤ 75㎡ (150㎡) H ≤ 20m	A ≤ (300㎡) H ≤ 20m ※ただし、h <sub>1</sub> ≤ 20m、かつ h <sub>1</sub> ≤ h <sub>2</sub> × 2/3 の場合は除く	建築物の取付壁面の表示の総面積：AA (AA=A <sub>1</sub> +A <sub>2</sub> ) AA ≤ 50㎡ AA ≤ 取付壁面の面積の 1/3 ※ただし、AA ≤ 3、5㎡の場合は除く h <sub>3</sub> ≥ 3m h <sub>4</sub> ≥ 4.5m w <sub>1</sub> ≤ 1.5m
<b>第2種制限地域</b> 第1種住居地域 第2種住居地域 準住宅地域	A ≤ 40㎡ (80㎡) H ≤ 15m	A ≤ (150㎡) H ≤ 15m ※ただし、h <sub>1</sub> ≤ 15m、かつ h <sub>1</sub> ≤ h <sub>2</sub> × 2/3 の場合は除く	
<b>第3種制限地域</b> 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 用途地域のうち高速道路から500m以内の展望できる地域	A ≤ 30㎡ (60㎡) H ≤ 10m	A ≤ 75㎡ (150㎡) H ≤ 10m ※ただし、h <sub>1</sub> ≤ 15m、かつ h <sub>1</sub> ≤ h <sub>2</sub> × 2/3 の場合は除く	
<b>第4種制限地域</b> 都市計画区域のうち用途地域以外の地域	A ≤ 30㎡ (60㎡) H ≤ 10m	A ≤ 30㎡ (60㎡) H ≤ 10m ※ただし、h <sub>1</sub> ≤ 10m、かつ h <sub>1</sub> ≤ h <sub>2</sub> × 2/3 の場合は除く	建築物の取付壁面の表示の総面積：AA (AA=A <sub>1</sub> +A <sub>2</sub> ) AA ≤ 30㎡ AA ≤ 取付壁面の面積の 1/3 ※ただし、AA ≤ 3、5㎡の場合は除く h <sub>3</sub> ≥ 3m h <sub>4</sub> ≥ 4.5m w <sub>1</sub> ≤ 1.5m
<b>第5種制限地域</b> 第1種から第4種制限地域に掲げる区域を除く区域(都市計画区域以外の区域)	A ≤ 15㎡ (30㎡) H ≤ 10m	A ≤ 15㎡ (30㎡) H ≤ 10m ※ただし、h <sub>1</sub> ≤ 10m、かつ h <sub>1</sub> ≤ h <sub>2</sub> × 2/3 の場合は除く	

※Hは高さ、Aは表示面積、( )は表示の総面積を示す。  
ただし、壁面広告物についてはAAを表示の総面積とする。

#### ※特別制限地域及び制限地域共通の基準

- ①地上広告物のうち、道路等を横断して設置される広告物にあっては、当該横断する部分の下端市の高さが歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のものであること。
- ②地上広告物を階段室、昇降機塔、物件塔その他これらに類する建築物の屋上部分に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入されず、屋上広告物の高さに算入する。
- ③壁面広告物のうち、文字、記号又は商標が表示されている部分の面積は、当該文字、記号又は商標の面積にこれらと意匠上一体となっている部分の面積を加えたものとする。

### ■固定広告物の基準(特別制限地域)

区分	固定広告物
特別制限地域(A) 第1種低層住居専用地域/風致保安林/環境緑地保護地区/ふれあいの森/都市公園/養蚕民家/旧神居古澤駅舎/神居古澤縦穴住居遺跡/旭川空港周辺/墓地/火葬場 高速道路から500メートル以内の展望できる地域(用途地域を除く)	案内表示広告物(注1) 1面3.5㎡以内 総面積7㎡以内 高さ5m以下 
特別制限地域(B) 国道、道道、鉄道から100メートル以内の展望できる地域(用途地域を除く)	自家用広告物(注2) 1事業所又は営業所あたり A <sub>4</sub> +A <sub>5</sub> +A <sub>6</sub> ≤ 30㎡ H ≤ 10m 案内表示広告物(注1) 1面3.5㎡以内 総面積7㎡以内 高さ6m以下 

注1:案内表示広告物とは、公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的として表示する広告物又はこれを提出する物件  
特定施設の例  
・病院、療養所等の医療施設及び社会福祉施設  
・工業団地  
・ホテル、旅館等の宿泊施設  
・ゴルフ場、レジャーランド等のレクリエーション施設及びリゾート施設

注2:自家用広告物とは、自己の事務所、営業所等若しくはこれらの敷地内において、  
・自己の事務所、営業所等の名称又は所在地  
・自己の事業内容若しくは営業内容、販売する商品の名称若しくは内容又はこれらに係わる商標

### ■簡易広告物の基準

立看板	電柱広告物		広告幕・広告網	アドバルーン広告
	巻付け広告物	突き出し広告物		
H ≤ 3m W ≤ 0.9m 道路と平行に表示 	H ≤ 1.5m 蛍光塗料を用いない 1柱に1個 H 1.5m以上 	H ≤ 1.2m W ≤ 0.45m 蛍光塗料を用いない 歩道 h <sub>3</sub> ≥ 3m 車道 h <sub>4</sub> ≥ 4.5m 1柱に1個 H W 歩道: h <sub>3</sub> 車道: h <sub>4</sub> 	歩道 h <sub>3</sub> ≥ 3m 車道 h <sub>4</sub> ≥ 4.5m 歩道: h <sub>3</sub> 車道: h <sub>4</sub> 	L ≤ 3m H ≤ 15m W ≤ 1.5m 地上から50m以下 H W 

※はり紙、はり札、立看板などの簡易広告物を提出する際には、住所、氏名、掲出年月日を表示しなければならない。

### ■移動広告物の基準

広告車	車体利用広告物
走行中に破損するおそれのないもの 走行中に光源が点滅又は回転しないもの 	左右側面を利用 H ≤ 0.6m W ≤ 1.5m 各2個以内 後部を利用 H ≤ 0.45m W ≤ 0.6m 又は H ≤ 0.2m W ≤ 1.2m 各1個以内 